

# 「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

参考資料1

1. 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた行動計画（以下「行動計画」）を策定、実行、点検する「飼料自給率特別プロジェクト」を発足する。
2. (参)農林水産副大臣が主催し、上記関係者及び有識者を構成員とする「飼料自給率向上戦略会議」（以下「戦略会議」）において、「行動計画」の策定等を実施。
3. 農林水産省、農業団体、都道府県等は、戦略会議の決定を踏まえ、それぞれの責任と取組方針を確認。
4. 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的開催。

